

板橋区長期基本計画審議会・要点記録

会議名	板橋区長期基本計画審議会 第3回審議会
開催日時	平成26年10月8日(水) 午後3時から午後5時まで
開催場所	板橋区役所 9階大会議室
出席者	<p>〔委員〕28人(敬称略)</p> <p>岡田匡令(会長)、小澤一郎(会長代理)、秋山弘子、大森整、辻秀一、八藤後猛、秋葉芳枝、天木聡、北村秀子、木村繁夫、河野寛、佐々木善光、下田賢司、鈴木孝雄、関口雅美樹、深町聰子、柏原典雄、松村良子、陸川キヨシ、茂野善之、中野くにひこ、おなだか勝、かなざき文子、坂本あずまお、なんば英一、松島道昌、安井賢光、橋本正彦 (欠席:3名)</p> <p>〔幹事〕14人</p> <p>渡邊政策経営部長、浅井施設管理担当部長、太野垣総務部長、白石危機管理室長、矢嶋区民文化部参事(代理出席)、織原スポーツ振興課長(代理出席)、藤田産業経済部長、細井健康生きがい部長、中村福祉部長、大迫子ども家庭部長、山崎資源環境部長、老月都市整備部長、谷津土木部長、寺西教育委員会事務局次長</p> <p>〔事務局〕有馬政策企画課長、林財政課長(欠席:篠田経営改革推進課長)</p>
会議の公開 (傍聴)	公開
傍聴者数	2人
議題	<p>第3回審議会</p> <p>1 政策分野別課題の検討①(健康、高齢、スポーツ、生涯学習)</p> <p>2 その他</p>
配布資料	<p>1 長期基本計画審議会の審議の進め方</p> <p>2 「政策分野別課題の検討シート」の見方</p> <p>3 政策分野別課題の検討①(健康分野)</p> <p>4 政策分野別課題の検討①(高齢分野)</p> <p>5 政策分野別課題の検討①(スポーツ分野)</p> <p>6 政策分野別課題の検討①(生涯学習分野)</p> <p>(参考資料)</p> <p>○ 板橋区基本計画の達成状況と課題</p>
審議状況	<p>(開会)</p> <p>事務局:それでは定刻になりましたので、ただいまから第3回板橋区長期基本計画審議会を始めさせていただきます。はじめに、岡田会長から一言ごあいさつをお願いいたします。</p> <p>会 長:皆さんこんにちは。今回からいよいよ政策分野別課題の検討に入ってまいります。皆様の日頃のお考えも含め、活発なご審議を賜りたいと思います。どうぞ</p>

よろしくお願いいたします。

(初出席委員の紹介)

今回初出席となる秋山委員を事務局から紹介。

事務局：本日は、秋田委員、原田委員、星野委員の3名から欠席の連絡をいただいております。また、ご都合により秋山委員と天木委員が途中退席される予定です。さて、本日の傍聴の方ですけれども、2名の方が希望されておりますので、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。それでは、会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長：それでは審議に入ります前に、前回の審議会では、審議の目的や進め方などについて様々なご意見をいただきました。そこで、まずは今後の進め方について確認しておきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

1 長期基本計画審議会の審議の進め方について

(政策企画課長から、資料1「長期基本計画審議会の審議の進め方」について説明)

会 長：ありがとうございます。今後の進め方について、よろしいでしょうか。今の説明を踏まえて、概ね10年後を見据え、それぞれの分野で「あるべき姿」について意見を出していただくにあたり、現在の基本構想に捉われては柔軟な発想が出にくくなりますし、あまり縛られずに、改定することを前提に進めていきたいと思っております。また、各政策分野で議論した結果をまとめていく作業も必要となります。後で事務局がまとめるということですが、それを審議会で議論するにあたりましては、10年前の審議会でも、会長以外の学識経験者で起草委員会を組織してまとめていったようでして、そこで議論したものを審議会に上げていく方が能率的であると思っております。今回もそのような形で進めていくことに、ご了承くださいませでしょうか。(異議なし) それでは、政策分野別課題の検討に入りたいと思っております。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局：資料の説明の前に、前回の宿題にお答えしたいと思います。区民意識意向調査の結果について、満足度が低い施策項目として、「新産業創出」や「国際交流」が挙げられていましたが、それは普段あまり意識していないことが不満として表れているのか、本当に不満なのか、どう読み取ればよいのかというご質問がありました。区民意識意向調査では、住民基本台帳から無作為抽出した区民を対象としておりまして、普段あまり接点がなく、馴染みのない分野等の調査項目については評価しにくく、「わからない」または無回答を選択する傾向があるのではないかと推察されます。「新産業創出」「国際交流」の項目は、いず

れも「わからない」または無回答の方が合わせて 50%を超える結果となっております。また、「どちらでもない」と答えた方も約 25%いらっしゃいます。満足または不満の意思を表示された方は全体の 25%ほどということになりますが、その中で不満と答えた方を見ますと、若い世代、学生、居住年数が浅い人の割合が高くなっております。このようなことから推察しますと、断言はできませんが、普段あまり意識していないことを「不満」として回答している割合が高いのではないかと考えております。いずれにしましても、区民満足度は現基本計画の成果指標になっておりまして、次期基本計画におきましては、成果指標のあり方も見直さなければならないと考えております。

それでは、政策分野別課題の検討について資料の説明に入らせていただきます。先ほどの資料 1 の別紙「工程表」にありますように、政策分野別課題について本日の第 3 回審議会から第 7 回審議会まで、計 5 回にわたって検討していただく予定です。今回は、健康、高齢、スポーツ、生涯学習の各分野における「あるべき姿」とその実現に向けた「施策のあり方」についてご審議をお願いいたします。それでは、資料 2 から資料 6 について説明いたします。

2 政策分野別課題の検討①について

(政策企画課長から、資料 2 『政策分野別課題の検討シート』の見方、資料 3 ～ 6 「政策分野別課題の検討①」について説明)

会 長：ありがとうございました。本日ご議論いただく資料をすべてご説明いただきましたが、各シートの「論点」を参考にしながら、皆様の日頃の活動や立場から、10 年後の板橋区を見据え、「こういうまちであってほしい」といった「あるべき姿」と、その実現に向けて、どのような「施策のあり方」が望ましいか、といった視点からご意見を賜りたいと存じます。なお、秋山先生が午後 4 時過ぎに退席する予定と伺っておりますので、秋山委員のご専門である「高齢分野」からご意見を伺ってまいりたいと思います。各分野 20 分を予定していますが、たくさんの方からご意見をいただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。それでは、資料 4 の「高齢分野」について、ご意見ををお願いいたします。

委 員：65 歳からが高齢者とされていますが、民生委員が実施している区内の高齢者見守り調査では 70 歳以上が調査対象となっています。65 歳はまだ若いではないでしょうか。何でも 65 歳からを対象に施策を立てればよいということではないと思います。年金支給年齢がこれからどんどん遅くなるということもあるので、その辺のことも踏まえた 10 年間を考えていかなければいけないとは思いますが、高齢者の対象を 70 歳以上として検討してはどうでしょうか。

委 員：今のご発言はごもっともだと思います。今の 60 歳代はまだまだ中年でお元気です。医療の観点では 70 歳以上でよいと思いますが、仕事の面では、元気で、

社会を支えている 60 歳代の退職後のあり方が課題となっています。高齢者の状況は年齢で一律で捉えることが難しいので、一概に 70 歳以上の施策、75 歳以上の施策というようにはいかないと思います。元気なシニアをいかに社会の担い手として捉えていくかということは非常に重要な論点であると思います。そういう意味では 60 歳代の方の施策を考えることは、高齢社会の施策として重要だと思っております。資料 4 の論点には非常に重要な点が挙げられています。元気で長生きであることは重要ですが、介護が必要になっても安心して快適に生活できるような環境が必要で、ひとり暮らし、認知症の高齢者についても検討が必要です。追加すべき論点としては、高齢期における住宅の問題です。特に東京では深刻な問題になるのではないかと思います。また、欧米では高齢者の孤独の問題が重視されています。日本でもこれから 80 代、90 代の方が増えますし、団塊の世代以降は自立志向が強く、自分のことは自分でやろうとする傾向がありますので、ロボットなどテクノロジーの導入は歓迎されると思います。一方、孤独という問題を考えますと、ICT を活用して、人と人とのつながりを維持することも重要であると思います。

会 長：前回ご発言のあったマンションの問題を含め、見守りをどうするか、認知症になっても地域で安心して生活するにはどうしたらよいかといった論点もあります。こういったこともご参考に日頃お考えのご意見を賜ればと思います。

委 員：認知症の人に対する支援の担い手をどう考えるかはとても重要なことだと思います。民生委員や地域包括支援センターの役割は大きいのですが、地域包括支援センターの役割は限界に近づいています。地域で支えるためには地域の力が必要であり、地域の人々に対する教育も必要になると思います。認知症のサポートは簡単に対処できるような問題ではありません。施設を増やすことは限界にきているということですので、住み慣れた家で暮らし続けるためにはどうしたらよいかということが難しい問題になると思います。

委 員：要介護や要支援になった人のこともありますが、介護認定を受けていない 80 歳代の方が健康のために施設を利用したいと思っても、なかなか利用できる場所がありません。タニタなどの民間施設は年齢的にも無理がありますし、利用料も高いので、そういった問題も取り上げていただけると嬉しいです。

委 員：高齢者の見守りについて、社会福祉協議会では、地域の支え合い活動の推進を目的として、「ゆるやかご近助さん養成事業」を始めました。民生委員も 70 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として見守りを行っています。70 歳以上の高齢者 85,127 人のうち 5,703 人が見守り対象者名簿に登録しており、割合はそれほど高くありません。お元気な 70 歳代の方が多いというのが、この数字に表れているのではないのでしょうか。そのほか、町会連合会では向こう三軒両隣として、高齢者や要援護者を見守ろうと活動しています。また、「ひとりぼっちにはさせないぞ」というタイトルで、地域でおとしよりを見守っていかうとして

います。しかし、地域で見守る要援護者の名簿は個人情報の観点から情報を共有できず、非常に不便です。情報を共有できれば、それぞれの取り組みが進むはずだと思います。

委員：高齢者の社会環境の変化、国・都の動向として、介護保険制度が大きく変わるということが紹介されています。今まで要支援1、2の認定を受けていた方々に対する介護予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護が、新たな別の事業として区が実施する地域支援事業に移行されるわけですが、そこに今後の板橋区の地域力が問われており、地域力をどれだけ高めていくかということが大きなキーポイントとなると思っています。同時に、先ほどの委員のご発言のように、元気高齢者の就労や地域での活動をいかに支えていくかについて、具体的に計画に盛り込むことも、板橋区の福祉力にとって重要な論点であると思います。高齢者が年金だけで生活できるのかという経済的不安、住宅の不安についても検討すべきだと思います。また、特別養護老人ホームでは要介護3以上が対象となっている中、家族介護や老老介護を地域の力でどのように支えていくかということも重要な論点です。このほか、独居の認知症の方を専門的な観点からいかに支えていくかについても検討が必要だと思います。

委員：地域包括ケアシステムには、基本構想の最後の『構想実現のために』のところで示された実現するための施策が含まれています。まずニーズ調査をしてマクロの計画を立て、次に地域包括支援センターからのミクロのニーズを吸い上げ、地域ケア会議を開催することで、マネジメント体制が整っています。こうしたマネジメント体制は、保育や健康の施策にも関わっています。マネジメント体制の確立を念頭においた施策の検討が必要であると思います。

委員：地域力、介護力の低下について意見が出ていますが、私が関わっている湘南地域にある自治体では、これから議会で取り上げてもらうところなのですが、60～65歳以上は全員、ホームヘルパー1、2級の簡易版の研修を受けることを義務づけることを考えています。研修で身に付けたスキルを自分の家族のために活かす方もいますが、まず住んでいる地域にそうしたスキルのある人がいることは大変心強いものです。特に災害時は、専門家や離れて住む家族では対応が難しく、近所の人が必要で、そういった具体的なことを施策の中に入れていくというのも一案ではないでしょうか。

会長：医療についてのご意見はどうでしょうか。

委員：介護と医療との連携が難しいと世間で言われているようですが、それがスムーズに進むための仕組みを検討していただきたいと思います。介護をされている方は医療の敷居が高いと感じているようで、なかなかお話がしづらいそうです。認知症であれば、独居老人や老老介護では見過ごされているケースもあり、まだまだたくさんいらっしゃると思います。民生委員や近所の人がいかに早く発見するかが重要だと思います。

委員：高齢者ができるだけ外に出ることを促すことが重要です。閉じこもると心身ともに老化が進みやすく、外出する機会の多い人は健康で自立して生活できるというデータもあります。どう取り組んでいけばよいのかということは、この1年をかけて皆さんとともに考えていきたいと思います。高齢者の外出理由の第1位は買い物です。たとえば、商店街との連携や、福祉のまちづくりによる仕掛け作りなどをして、地域の見守りと併せて取り組むことが必要であり、板橋区にとって適切な取り組み方を考えていきたいと思います。

会長：健康に関連するご意見もいただきました。特に高齢分野については、対象をどう考えるかという論点がありました。年齢を広げるほど検討すべきことが増える一方、対象を絞ると支援の対象からもれるケースも出てきますので、この問題についても十分議論する必要があります。また、高齢者の住宅の問題についても、安心して暮らせるという観点に関わります。高齢はすべての政策分野に関わりますので、事務局で整理したうえで、起草委員会においてさらにご議論いただければと思います。続きまして、「健康分野」についてご意見をいただきたいと思います。

委員：いたばし未来創造プランでは、少子高齢化に対して、区政の持続的な発展のため、生産年齢人口の増加と定住の促進を目指していると書かれています。若い世代が住み続けたいと思うには、子どもが健康に過ごせ、子どもを預けて働きに出られるという状況が実現していることです。そうすれば税収も増えます。大きなポイントとしては女性の健康づくりや子どものケアも必要であり、そういったことも目指す姿として資料に示していただければと思います。

委員：資料3に死因の割合が示されていますが、寝たきりの原因も重要です。骨折が寝たきりの原因になりやすいのですが、骨粗しょう症の対策など、寝たきり予防の取り組みが必要です。また、生活習慣病予防の観点から、たばことともに、アルコールも重要であり、これについても文言に加えていただきたいです。また、がん検診の受診率が非常に低く、向上に向けた対策を真剣に考えていただきたいと思います。がん検診の中で、大腸がん検診の受診率が一番高いのですが、これは区民健診と同時実施で気楽に受けられるということで、受診率は高いということのようです。法的な課題はありますが、社会保険の扶養家族が、社会保険の中で受診できないため、これを区民健診でカバーしてはどうかと思います。また、発達障がいの子どもの小学校の普通学級で過ごしにくい状況にあると聞いたことがあり、いかにそうした子どもを見つけて手を差し伸べることができるかが重要です。板橋区には大きな病院が多く、いろいろな健康講座を開催しています。医師会も講演会を実施していますが、より小規模な単位で講演会を開いた方がより健康に対する意識が持たれるのではないかと思います。

委員：施策として取り上げられているのは医療ではなく健康ですので、健康を増進し

ていく観点をもう少し前面に出してはどうかと思います。病気にならないことにとどまらず、いきいき暮らすなど、どういう状態が板橋区として望ましい健康の状態なのかに対する議論を深めるべきではないでしょうか。子どもたちや生産年齢人口、高齢者の健康増進をそれぞれ検討すべきだと思います。健康の柱は栄養、休養、運動ですので、そこへ区がどうアプローチしていくかということになると思います。

委員：生涯学習にも関連しますが、将来の板橋区を担うという観点から、子どもの教育は重要だと思います。JAXAのミッションXという、8歳から15歳の子どもの対象に世界共通の健康教育と運動からなる教育プログラムがあり、そういったものに取り組むことも検討してはいかがかと思います。

会長：時間の兼ね合いもありますので、その他のご意見は意見メモにてご提出いただければと思います。続きまして、スポーツ分野についてご意見をいただきたいと思います。

委員：スポーツは専門分野ですが、健康や高齢分野にも関わっています。地域においてスポーツ活動を行うにあたり、老人クラブの協力が必要です。板橋区ではいきいき寺子屋という事業の中でスポーツに取り組んでいますが、指導者の多くは65歳以上の人です。こうした人材は地域の財産であり、いかに協力を得るかが重要だと思っています。前回の会長の発言で、板橋区は生活環境が整っており、自然も豊かだが、これといった魅力に欠けるとありましたが、体育施設についても同様のことが言えると思います。楽しくするためには魅力ある施設が必要です。区内に誇れる施設があれば、定住につながるのではないのでしょうか。一方、バスケットボールクラブチームの東京エクセレンスを応援し、試合を見ることによって、今年の都民体育大会でバスケット男子が準優勝し、また、水泳では元オリンピック選手に加藤ゆかさんが区職員となったことから、水泳男女が優勝したりと、いずれも高い効果を挙げています。こうしたことがジュニアの育成にもつながりますので予算を振り分けていただけるとありがたいです。

委員：いたばし未来創造プランの8つの成長分野の第一に文化・スポーツとあります。大きな体育館のうち、小豆沢体育館には観覧席がありますが、東板橋体育館にはありません。そうなりますと、楽しいスポーツを皆で見に行っても、立ち見での観戦では厳しいものがあると思いますし、全国レベルのチームの試合が開催されていてもなかなか見に行こうという気にならないでしょう。一方、生涯スポーツに関して、小中学校の校庭、体育館の開放がありますが、武道場などでは開放されないケースもあります。校庭につきましても、照明設備が学校ごとに差があり、夜間貸し出しをしない学校や、高齢者がグラウンドゴルフをしようにも、公平性の観点から校庭が空いても借りることができない学校もあります。こういった身近な問題にも力を入れていただきたいと思

います。

委員：東京エクセレンスはSNSなどでの露出が多く、好ましい状況だと思っています。板橋区には是非、学校対抗のスポーツ大会を開催していただきたいです。これは保護者も皆参加しますし、地域も学校も盛り上がりますので、施策に盛り込んでいただければと思います。

委員：スポーツドクターという立場から言いますと、スポーツの推進のためにはインフラ増強と区民のスポーツ意識の向上、この2つが課題です。1961年にスポーツ振興法が制定された後、50年後の2011年にスポーツ基本法が成立しました。同法の前文ではスポーツは人類共通の文化であると示されているのですが、それまで日本ではスポーツは文化とみなされていない風潮があったように思います。私も中学から大学まで体育会でバスケットをやっていましたが、中学では文化部と運動部に分かれており、バスケット部に入った瞬間に文化部ではないということになるわけです。英語でいうカルチャーは、耕し豊かになるという意味のラテン語が語源であり、耕し豊かになる活動を文化とよんでいます。日本では残念ながらスポーツに対してそういった考えはなかったわけですから、2020年に向けて、文化性を意識した取り組みが必要だと思います。欧米のスポーツ文化論では、医療性、芸術性、コミュニケーション性、教育性と多岐にわたってその価値が認められています。スポーツは文化であることを東京23区の中の板橋区から発信していくことが重要であり、それが一つの誇りをつくるのではないかと思います。また、運動会で孫の活躍を見るだけでも元気になるわけですから、スポーツはするだけではなく、見るということも含めて、支える、話す、聞くという様々なスポーツのあり方があってもよいと思います。インフラについては、身近なところでは、学校の活用をどうするかという問題と、国際試合を開催できるような施設があればと思います。魅力ある施設には地域外から多くの人を訪れますので、地域活性化にもつながります。意識改革については、草の根で取り組めば、23区のモデル的なスポーツ地域となるはずだと思います。

会長：どう進めるかが大きなまちおこし、人づくりに関連していくかと思っています。ほかにご意見はありますか。

委員：学校開放についてですが、学校の隣に住んでいる者からしますと、夜間の開放は非常に迷惑という面もあります。体育館の近くでは路上駐車、車の出入りが多く、喫煙、練習後も体育館の前で夜遅くまで話をしているなど、スポーツには関係ないところではありますが、近隣住民にとっては迷惑になっているということもご認識いただければと思います。

委員：インフラと育成について述べさせていただきます。インフラについては、五輪で戸田橋のボートコースを活用するとの話が出ているのですが、都知事にお聞きしたところ、観覧席がないため使用できないとのことでした。高規格の施設

でないと利用されません。苦情の件については、マナーの問題ですけれども、可能であれば二重窓にするなどの防音措置が必要かと思います。また、高齢者のスポーツ環境についても、昼間は仕事があることから、夜間の運動ニーズもあるのではないかと思います。その場合、身近な公共施設で運動ができるなど、幅広いニーズを受け入れる環境が必要だと思います。

会 長：スポーツは幅広く、対象年齢も広く、区民主体、行政との連携、行政主体による取り組みの課題がそれぞれ存在すると思います。こうした点についてのご意見を遠慮なくお示しいただいたと思います。何ができて何ができないかということについて、10年後を見据えた夢のある論点でもよろしいのではないかと思います。最後に生涯学習分野に移りたいと思います。行政からは施策のあり方として5つの論点が提示されていますが、こちらに沿っていただいても結構ですし、それ以外の論点でも挙げていただければと思います。

委 員：生涯学習の定義とは何でしょうか。

教育委員会事務局次長：従来、社会教育という言葉が使われていましたが、生涯学習あるいは生涯教育と言われるようになってきています。考え方としては、学校教育のように、教育的な立場にある者が一方的に指導するよりも、生涯にわたり共に学び合い成長するという視点を重視するようになりました。現在、社会教育改革において活動していく中でも、一方的に学び知識を蓄えるだけでなく、その学んだものを社会に還元することを含めた活動として、たとえば社会教育会館で学んだことを学校教育の場で講師として子どもに伝える、あるいはそれぞれが学び合うことによっていろいろな関わり合いが生まれるというようなことを目指すものと捉えております。

会 長：これを審議を進める上での共通認識としてよいでしょうか。

委 員：社会教育の対象はおとな全員ということでしょうか。

教育委員会事務局次長：従来は一般区民を対象としていましたが、学校教育以外で子どもたちを対象とするいきいき寺子屋での活動や、青少年健全育成事業も生涯学習の範疇に含まれると考えています。また、高齢者も自ら学び社会に貢献していただく活動という意味で対象となりますし、様々な分野との関わりということで、大学や企業との連携もありうると思っています。

委 員：私は生涯学習の音楽指導員の資格を取得するのに大変苦労しました。生涯学習は、以前は生涯教育と言われていました。人が生まれたときから死ぬまでおのずから学ぶものであるという発想が生涯学習です。これは習うものではなく学ぶものということですが、これを導く存在も必要です。団体を通して子どもたちにコーラスなどの時間を取らせてもらえないかと学校に働きかけても、なかなか受け入れてもらえないのが実状です。生涯学習は小さい子どもから高齢者までが学ぶものであると思っていますが、人材の有効活用を図るべきであると考えています。

委員：生涯学習と図書館について意見を述べたいと思います。社会経済の環境変化が急激であり、その中で生活する、働くなどの局面で、私たちが一生学び続けることが必要となってきました。自主的に学習していくとなりますと、調べものをしたり、読書をしたりと、生涯学習を支える図書館が重要な存在となります。板橋区には中央図書館と地域図書館 10 館がありますが、時代に合った図書館サービスが求められています。現在の基本計画の中でも図書館は生涯学習の担い手として位置づけられており、物理的な支援と人的支援の充実が必要かと思えます。中央図書館は非常に古く、バリアフリー対応が十分ではありません。建て替えは財政的に困難であったとしても、リニューアルをしてはどうでしょうか。最近の傾向として、たとえば他区の図書館では、情報交流ができる空間を設けていることが多いようです。中央図書館の機能拡充と快適な利用環境の向上に努めていただき、電子資料も充実していただくなど、生涯学習を支援することも必要かと思えます。

委員：10 年後、マンションや戸建ての空き家が増加すると見込まれています。高齢や健康、スポーツなどの分野で、空き家を活用することはできないものかと考えています。第 6 回の防犯・防災・バリアフリーとも関連しますが、区の考え方についてお聞きしたいです。

会長：今後の審議会の中で、改めて事務局から説明があると思いますのでよろしくお願ひします。

委員：板橋区基本計画の達成状況と課題の 7 ページの参考指標では、体育館の利用者数は増え、社会教育会館の利用者数は減り、グリーンカレッジ受講者数は増え、図書館の利用者数・貸出冊数は増えています。また、9 ページでは、ふれあい館利用者数は増え、いこいの家の利用者数は減っています。8 ページの中ほどに、今後の主な課題として学習活動を通じた地域活動を推進し、区民同士のつながりを基盤とした持続可能で活力のある地域づくりとありますが、単なる施設利用状況にとどまらず、地域における学習活動はどういうことか、地域づくりというものをもう少し明確に示す必要があると感じます。

委員：先ほど中央図書館の話が出ましたが、図書館については議会でも検討されています。中央図書館を含め生涯学習施設は老朽化が進んでいます。社会教育会館の利用者数が減っているのも、そういった施設の問題も影響しているのではないかと思います。10 年後のあり方にはこうした生涯学習施設も取り上げていただきたいと思えます。八ヶ岳荘などの施設について、資料に掲載がないのは、別の回で公共施設全体について議論するという理解でよいでしょうか。

事務局：そのように予定しております。

委員：東板橋図書館が自宅近くにあるのですが、調べものをするとしても、座る場所がありませんし、所蔵資料が古すぎて役に立たないため、自転車で北区の中央図書館に通っています。北区の中央図書館では自分のパソコンを持ち込める

	<p>上、所蔵資料の量も非常に多く便利です。</p> <p>委員：生涯学習として門戸を広げ、高齢者がどこでも学習できるよう、講師に地域へ来てもらうような出前のような講座があってもよいと思います。</p> <p>会長：そろそろ終わりの時間が近づいてまいりました。たくさんのご意見をありがとうございました。言えなかったことがありましたら、意見メモで事務局へご提出いただければと思います。次回以降、今日のようなかたちで各政策分野の審議を進めていき、1月の第7回審議会までのご意見を、今後設置いたします起草委員会で、できるかぎり集約する努力を進めていただき、また、皆さんで審議して中間答申のかたちにしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、その他に事務局からありますでしょうか。</p> <p>事務局：長時間にわたるご審議、ありがとうございました。次回は11月6日の午後5時から、会場は板橋区の職員研修センターで開催予定でございます。職員研修センターは、この本庁舎から山手通り沿いに徒歩1分ほどのところにあります仮庁舎MSビルの8階でございます。開催日が近づきましたら、開催通知とともに会場案内図を送付させていただきますので、お間違いのないよう、よろしくお願いいたします。なお、先週、郵送で前回の審議会の要点記録を送付させていただきました。修正等の確認を本日までということをお願いさせていただきましたけれども、もし何かございましたら、この後、事務局へお声かけいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p> <p>会長：それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。</p> <p>閉会</p>
所管課	政策経営部政策企画課 新基本計画策定グループ（電話3579-2011）